

選挙管理細則

2011年5月19日制定

2015年5月27日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）が実施する役員等の選出選挙の管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則にいう役員等とは、この法人の理事、監事、代議員をいう。

(投票方法)

第3条 役員等の選挙は、原則として電磁的方法をもってする。

(委託)

第4条 理事長は、毎年度当初に、その年度に実施される役員等の選挙にかかる管理を、事務局長に委任する。

(選挙管理委員会)

第5条 事務局長は、当該年度に実施予定の選挙に関する日程を決定し、選挙ごとに選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

2 選挙管理委員会委員（以下、「委員」という。）は、理事会が決定し、理事長が委嘱する。

3 選挙管理委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日から第13条記載の当選者の公示がなされるまでとする。

2 委員に欠員が生じたときは、理事会が後任者を決定し、理事長が委嘱する。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、当該選挙に関し、次の各号の職務を遂行する。

- (1) 日程の決定
- (2) 選挙人および被選挙人名簿の作成と公示
- (3) 立候補者名簿の作成と公示
- (4) 投票の管理
- (5) 開票の管理
- (6) 当選者の確定
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

(選挙事務等)

第8条 この法人の選挙にかかる事務等は、この法人の事務長が行う。

2 事務長は、選挙事務等を遂行するための事務職員を委嘱することができる。

3 前項の事務職員は、常勤または非常勤とする。

(事務長の職務)

第9条 事務長は、次の各号の職務を行うものとする。

- (1) 選挙委員会の補助
- (2) 投票用紙等の選挙に必要なデータの選挙人への交付
- (3) 開票および集計作業
- (4) 選挙人から返送された投票の受理

- (5) 投票受理の際の送付日及び受理日の確定
- (6) 受理した投票の保管

(開票)

- 第10条 開票は、委員会が定めた日に、定めた場所で行う。
- 2 開票作業は、この法人の監事の立ち会いのもとで、委員が行い、事務長が補佐する。
- 3 監事は、投票の現状の確認、開票中の投票内容の疑義の解釈をなす。
- 4 監事は同項以外の目的で、投票用紙及び封筒に手をふれてはならない。
- 5 開票場は、選挙人および被選挙人に公開することができる。

(得票数の確認)

- 第11条 監事は、投票をもとに、集計された開票結果の確認をしなければならない。

(当選者の確定)

- 第12条 委員長は、それぞれの選任細則に規定された方法で当選者を確定し、事務局長を経て、理事長に報告するものとする。

(当選者の公示)

- 第13条 理事長は、選挙結果を選挙人に公示しなければならない。

(細則の変更)

- 第14条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

附 則

- 1. この細則は2011年5月19日から施行する。